



奄美・沖縄世界自然遺産管理に関する報告



- ① IUCNからの要請事項について
- ② 包括的管理計画の改定内容について
- ③ モニタリング計画の改定内容について
- ④ 令和5年度モニタリング計画評価結果（案）について
- ⑤ 科学委員会での主な意見内容

- 2022年12月に世界遺産委員会事務局に提出した保全状況報告書に対するIUCNからの回答は無い状況だが、引き続き対応を進めていく。

<要請事項>

① 観光管理

特に西表島において、観光の収容能力とその影響に関する厳しい評価が実施され、改定観光管理計画に統合されるまでは、観光客の訪問レベルを現在のレベルに制限する、または現在のレベルより減少させること。

② ロードキル

絶滅危惧種の交通事故死を減少させるための交通管理措置の有効性を緊急に見直し、必要な場合は強化すること（アマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナを含むがこれらに限定しない）。

③ 河川再生

可能な場所では、強固な人工的インフラから、水流回復（replenishment）、植生回復（vegetation）、多様な生息地の形成をもたらすような、自然に基づく技術や再生アプローチの採用に移行するために、包括的な河川再生戦略を策定すること。

④ 森林管理

緩衝地帯での森林伐採について、個々の伐採区域の数と総面積の両方において、現在のレベル以下に制限する、または現在のレベルから減少させ、いかなる伐採も厳格に緩衝地帯内に限定すること。

奄美・沖縄世界自然遺産 包括的管理計画（現行）

■ 管理機関が関係者と緊密な連携・協力を図ることで、自然環境の保全管理を適切かつ円滑に進めるため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本方針を定めたもの

● 包括的管理計画の枠組み・構成

- 2016年策定、2018年改定
- 包括的管理計画 + 地域別の行動計画で構成
- 行動計画は毎年進捗状況を点検、管理計画は5年毎に中間見直し

● 全体的管理と日常的管理

- 現場レベルの日常的管理は、地域別行動計画の下、各地域で関係機関の連携で実施
- シリアル資産の全体的管理は、包括的管理計画の枠組の下、地域連絡会議・地域部会で進捗確認

包括的管理計画

包括的管理計画	
1. はじめに	
2. 計画の基本的事項	
3. 推薦地の概要	
4. 管理の目標	
5. 管理の基本方針	
6. 管理の実施体制	
7. 地域別の行動計画の策定	
8. おわりに	

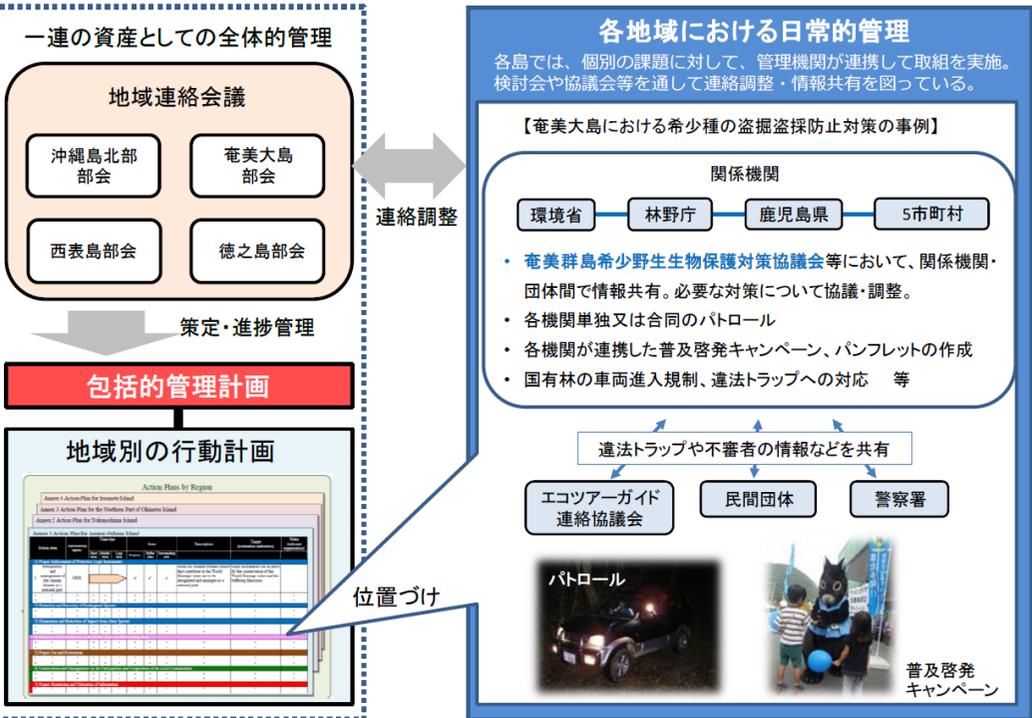
地域別の行動計画

地域別の行動計画						
別表4 <西表島行動計画>						
別表3 <沖縄島北部行動計画>						
別表2 <徳之島行動計画>						
別表1 <奄美大島行動計画>						
事業項目	実施主体	実施時期	対象範囲	事業の内容	目標と【評価指標】	
1) 保護制度の適切な運用	奄美群島の国立公園指定・管理	短期	奄美大島	奄美大島のうち、世界遺産の価値の確保の移転を相手国を保全や継承機能の法的中心に国立公園に指定する。担保を確保する。指定後は適切に管理する。		
2) 希少種の保護・増殖		短期	奄美大島			
3) 外来種による影響の排除・低減		短期	奄美大島			
4) 奄美群島や周辺地域における保全活動の共有		短期	奄美群島			
5) 適正利用とエコツーリズム		短期	奄美大島			
6) 地域社会の参加・協働による保全管理		短期	奄美大島			
7) 適切なモニタリングと情報の活用		短期	奄美大島			

- 奄美大島行動計画
- 徳之島行動計画
- 沖縄島北部行動計画
- 西表島行動計画

4地域に共通する
全体目標や管理の基本方針
5年後に中間評価を実施

全体目標や基本方針等の下、4地域毎に実施
すべき取組内容・実施時期・役割分担を示す
毎年、進捗状況を点検



■ 包括的管理計画の改定ポイント

目次

1.はじめに	1
2.計画の基本的事項	2
1) 計画の目的	2
2) 計画の対象範囲	2
3) 計画の構成	10
4) 計画の期間	11
5) 計画の進捗管理及び見直し	11
3.推薦地の概要	12
1) 位置等	12
2) 総説	12
3) 自然環境	12
4) 社会環境	17
4.管理の目標	24
1) 全体目標	24
2) 地域区分別目標	24
3) 地域参加型管理目標	25
5.管理の基本方針	26
1) 保護制度の適切な運用	26
2) 外来種による影響の排除・低減	32
3) 希少種への人為的影響の防止	34
4) 北習合訓練場の自然環境保全に関する米軍との協力	36
5) 緩衝地帯等における産業との調和	37
6) 適切な観光管理の実現	38
7) 地域社会の参加・協働による保全管理	42
8) 適切なモニタリングと情報の活用	43
6.管理の実施体制	45
1) 関係者の連携のための体制	45
2) 科学的助言に基づく順応的な保全管理体制	45
3) 情報発信と普及啓発	45
4) 個別管理機関の役割	48
7.地域別の行動計画の策定	51
1) 地域別の行動計画の策定方法	51
2) 地域別の行動計画	51
8.おわりに	52

1. 実施体制の見直し (P5)

保全状況報告との整合を図る、遺産価値の保全に資する検討の場について追記、ワーキングの廃止

2. 全体を通して情報の更新・計画のスリム化 (P6)

「推薦地」を「登録地」への書き換え、新たな取り組み・要請事項に対する保全状況報告との整合を図る。

3. 計画の期間及び見直し時期について

おおむね10年先を見据えた管理の目標と方針を示すものとし、計画期間を定めないものとする。また、5年を目途に点検し、必要に応じて見直しを行うものとした。

4. 管理の目標・管理の基本方針の見直し (P7-9)

全体目標の見直し、管理の基本方針の情報更新、管理の基本方針ごとの目標の新設。

5. 包括的管理計画とモニタリング計画の関係性を明文化

モニタリング計画を包括的管理計画の別紙へ位置づけ、管理の目標と基本方針に対応する関係にした。

■ 実施体制の見直し（改定案）

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域包括的管理計画

地域連絡会議

＜地域間の連絡調整・合意形成＞

環境省、林野庁、鹿児島県、沖縄県、
関係市町村で構成

地域部会

＜各地域内の連絡調整・合意形成＞

各地域の関係行政機関・地域関係団体で構成
行動計画の進捗管理、地域課題の共有

奄美大島部会

徳之島部会

沖縄島北部部会

西表島部会

管理機関

＜包括的管理計画に基づく保護管理＞

国：環境省、林野庁、文化庁
県：鹿児島県、沖縄県
市町村：奄美市、龍郷町、大和村、宇検村、
瀬戸内町、天城町、伊仙町、徳之島町、国
頭村、大宜味村、東村、竹富町

個別課題の検討会・協議会等

※必要に応じて管理機関が設置

- ・ 希少種の保護増殖
- ・ 動植物の違法採集
- ・ 外来種
- ・ ロードキル
- ・ 森林管理
- ・ 河川再生
- ・ 観光管理

科学委員会

＜科学的見地からの助言＞

さまざまな分野の
専門家で構成

■ 主な助言内容

- ・ 価値の保全に関する事項
- ・ 自然環境の保全管理に関する事項
- ・ 保全管理のための調査研究・モニタリングに関する事項
- ・ その他目的達成のために必要な事項

■ 包括的管理計画の改定ポイント（全体を通して情報の更新・計画のスリム化）

目次	
1. はじめに	1
2. 計画の基本的事項	2
1) 計画の目的	2
2) 計画の対象範囲	2
3) 計画の構成	10
4) 計画の期間	11
5) 計画の進捗管理及び見直し	11
3. 推薦地の概要	12
1) 位置等	12
2) 総説	12
3) 自然環境	12
4) 社会環境	17
4. 管理の目標	24
1) 全体目標	24
2) 地域区分別目標	24
3) 地域参加型管理目標	25
5. 管理の基本方針	26
1) 保護制度の適切な運用	26
2) 外来種による影響の排除・低減	32
3) 希少種への人為的影響の防止	34
4) 北部訓練場の自然環境保全に関する米軍との協力	36
5) 緩衝地帯等における産業との調和	37
6) 適切な観光管理の実現	38
7) 地域社会の参加・協働による保全管理	42
8) 適切なモニタリングと情報の活用	43
6. 管理の実施体制	45
1) 関係者の連携のための体制	45
2) 科学的助言に基づく順応的な保全管理体制	45
3) 情報発信と普及啓発	45
4) 個別管理機関の役割	48
7. 地域別の行動計画の策定	51
1) 地域別の行動計画の策定方法	51
2) 地域別の行動計画	51
8. おわりに	52

○「推薦地」を「登録地」への書き換え

○計画のスリム化を図る

・3. 推薦地の概要は本遺産地域のSOUV（顕著な普遍的価値の言明）に置き換える。

※SOUVは登録決議時に遺産委員会で採択したもので、当該資産の保護管理実施上の根拠となり、対外的にはこのSOUVが基本になる（世界遺産条約履行のための作業指針 III.G 153～157 参照）。

・3. 推薦地の概要（全体）、5. 管理の基本方針

1) 保護制度の適切な運用については、別添資料として整理する。

※IUCNリソースマニュアル「世界自然遺産の管理」では「優れた管理計画は、非常に短いものであり（20-30ページ程度）、短いことで、多くの人に読む気と使用する気持ちを沸かせる。一方、他の情報（遺産の生物学的・社会学的価値、指標の詳細）などは、附属や別の文書に含めてもよい」と記述あり。

包括的管理計画の改定

■ 包括的管理計画の目標構造の改定案

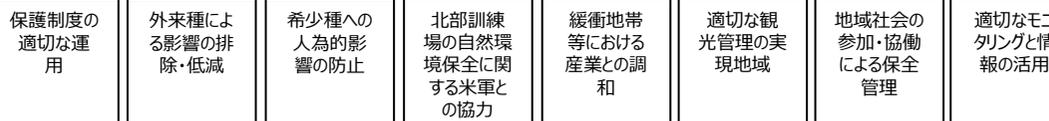
現状

全体目標

地域区分別
目標

地域参加型
管理目標

管理の基本方針



地域別行動計画

個別事業
・
・
・

個別事業
毎の目標
・
・
・

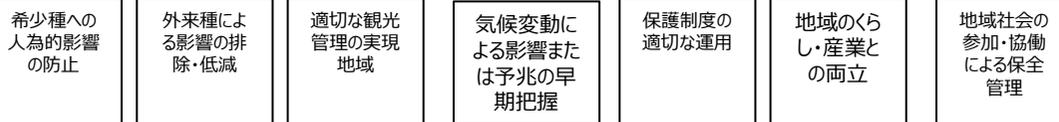
・現状は、各地域部会において個別事業の更新と進捗管理のみを実施。

改定案

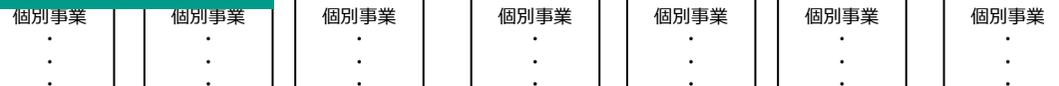
全体目標

・地域区分別目標と地域参加型管理目標を統合

管理の基本方針と目標



地域別行動計画



・個別の事業毎の目標を廃止し、基本方針毎の目標を新設する。
・全体目標、管理の基本方針ごとの目標の達成状況をモニタリング計画で評価。

■ 包括的管理計画の改定ポイント（全体目標）

○ 地域区分別目標、地域参加型目標を廃止し、全体目標の下に文章形式で記載

――以下、改定原案より抜粋――

4. 全体目標

遺産地域と緩衝地帯及び周辺管理地域の保全・管理に当たって、本遺産地域の登録決議文書（WHC/21/44.COM/18）に記載された「クライテリア（x）生物多様性」の遺産価値を将来にわたって維持、強化すること。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島は、世界遺産の「クライテリア（x）生物多様性」において遺産価値を有する世界に類をみない世界自然遺産地域であり、その価値の一部は、本地域の亜熱帯多雨林がもつ高い再生力を背景に、地域住民の生活や産業の中で維持されてきた。

このような地域を世界自然遺産として、その価値を将来世代に引き継ぐためには、管理機関だけでなく、地域住民や地元関係団体等との協働が不可欠である。このことを共通認識として奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域を地域社会の参加と協働により維持される世界自然遺産として、適切な保全・管理の実現を目指していく。

■ 包括的管理計画の改定ポイント（管理の基本方針と管理目標）

管理の基本方針	管理目標
(1) 希少種への人為的影響の防止	遺産価値を表す希少種への人為影響が低減／過去の影響が改善されていること
(2) 外来種による影響の排除・低減	新たな侵略的外来種の侵入を防ぐとともに、既に侵入・定着している侵略的外来種による影響が低減又は過去の影響が改善されていること
(3) 適切な観光管理による持続可能な観光の実現	観光利用によって遺産価値を損ねることがないように、地域の特性に応じた適切な観光管理が行われ、持続可能な観光が実現されていること
(4) 気候変動による影響または予兆の早期把握	気候変動による影響・予兆としての植生や動物相の変化を早期に把握すること
(5) 保護制度の適切な運用	関係機関において、法令等に基づく保護制度が適切に運用されていること
(6) 地域の暮らし・産業との両立	緩衝地帯や周辺管理地域では、遺産地域の遺産価値を損なうことなく、持続可能な利用を行うことを前提に、世界遺産の保全管理と地域の暮らし・産業の振興との両立を図ること（※地域参加型目標から移行）
(7) 地域社会の参加・協働による保全管理	特に遺産地域に隣接する箇所においては、地域住民、土地所有者、利用者等と連携・協力して自然環境の回復・復元、外来種の防除や希少種の保全などを行うことにより、本遺産地域の遺産価値の維持を支える生態系の連続性の確保を図り、緩衝機能の強化に取り組むこと

奄美・沖縄世界自然遺産 モニタリング計画（現行）

■ 遺産地域の管理の一環として行う自然環境や人為的影響等のモニタリングに関する基本的な考え方、調査項目・内容、評価結果を管理に反映する手順等を定めたもの。

● 策定の経緯

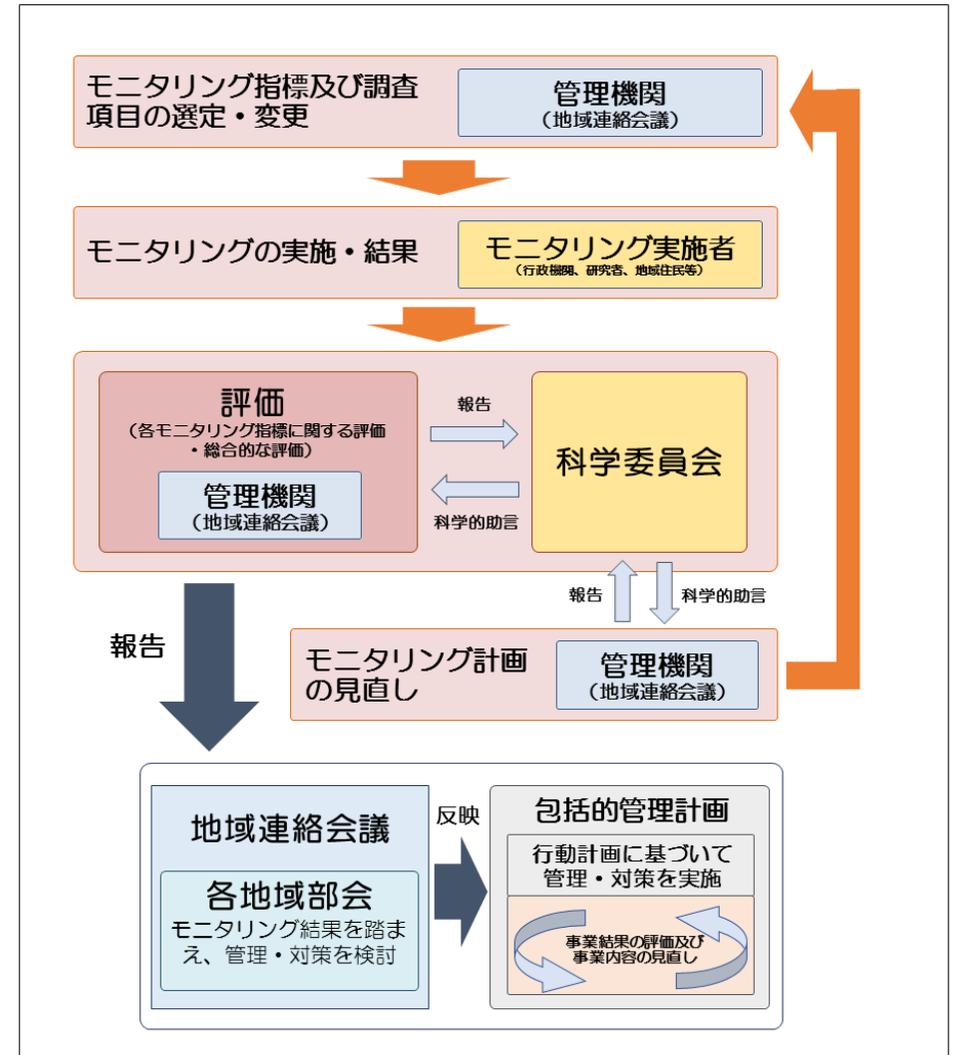
- 初回推薦に対するIUCN評価報告書（2018年5月）で「登録延期」と共に「総合的モニタリングシステムの完成・採択」が勧告された
- 推薦書再提出と並行し、管理機関（関係行政機関）は「地域連絡会議」及び「地域部会」、「科学委員会」及び「奄美／沖縄WG」の検討を経て「モニタリング計画」を策定（2019年8月）

● モニタリング計画の構成

1. 目的
 2. 基本的な考え方
 3. 本計画の期間
 4. 本計画の対象範囲
 5. モニタリング指標
 6. 保全状況の評価
 7. 評価結果を管理に反映させるための手順
 8. 情報の共有と公開
 9. 本計画の見直し
- ・ 別表：指標一覧

● モニタリング計画の運用

- 20の指標につき、公開データや管理機関が実施した調査データ等を用いて管理機関で評価シートを作成。科学委員会の助言を踏まえ、地域連絡会議・地域部会に報告し、包括的管理計画に反映
- 評価シートは、希少種の保護等に差し支えない範囲で公表
- モニタリング計画は2019年8月から運用開始。



■ モニタリング計画の改定ポイント

目次

■本計画において用いた用語の説明.....	1
1. 目的.....	4
2. 基本的な考え方.....	4
3. 本計画の期間.....	5
4. 本計画の対象範囲.....	5
5. モニタリング指標.....	7
(1) モニタリング指標の選定基準.....	7
(2) モニタリング指標一覧.....	8
(3) 調査の実施主体.....	9
6. 保全状況の評価.....	9
(1) 各モニタリング指標に関する評価.....	9
(2) 総合的な評価.....	11
7. 評価結果を管理に反映させるための手順.....	11
8. 情報の共有と公開.....	13
9. 本計画の見直し.....	13
(1) モニタリング指標の変更・削除・追加.....	13
(2) 本計画全体の見直し.....	13
別表.....	14

1. モニタリング指標の選定基準の見直しと構成要素、奄美・沖縄遺産としての評価の考え方の新設 (P12-14)

包括的管理計画の「全体目標」、「管理の基本方針と目標」に対応するよう評価指標を選定。また、世界遺産委員会への定期報告に活用することや、構成要素、奄美・沖縄遺産単位での管理に反映させるため、新たな評価単位を新設

2. 評価基準の見直し (P15-17)

遺産価値及び影響要因の状態と傾向を分けて評価する基準に変更。

3. 評価年の見直し

毎年の評価から5年間隔への評価に変更。ただし、毎年のモニタリング結果は管理機関、科学委員会、地域連絡会議及び地域部会に共有することを記載。

4. 評価指標（別表）の見直し (P18)

現状機能していない指標の削除又は調査項目の見直し、追加指標の新設。

■ 包括的管理計画とモニタリング計画の関係性（現状）

包括的管理計画

- 1) 全体目標
- 2) 地域区分別目標
- 3) 地域参加型目標

管理の基本方針

- 1) 保護制度の適切な運用
- 2) 外来種による影響の排除・低減
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

地域別行動計画

（各事業ごとに目標を設定）

- ・奄美大島行動計画
- ・徳之島行動計画
- ・沖縄島北部行動計画
- ・西表島行動計画

モニタリング計画

モニタリングの視点	カテゴリー
1. 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種が維持されていること	(1) 種の保全状況
	(2) 生息・生育環境の保全状況
2. 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種への人為影響が低減／過去の影響が改善されていること	(1) 個体の非自然死
	(2) 個体の捕獲・採取
3. 脅威となる外来種が減少していること	(1) 侵略的外来種の生息・生育状況等
4. 遺産地域や周辺の観光利用が持続可能な方法で行われていること	(1) 観光利用の状況
	(2) 観光利用に伴う環境負荷
5. 気候変動や災害の影響又はその予兆が早期に把握されていること	(1) 気象変化と森林の面的な変動
	(2) 気象変化と動物相の変化



対応していない

■ 包括的管理計画とモニタリング計画の関係性（改定方針）

包括的管理計画

全体目標

★遺産価値の保全状況「状態」と「傾向」を評価

管理の基本方針と目標

★影響要因の「状態」と「傾向」を評価

1) 保護制度の適切な運用

目標：…

2) 外来種による影響の排除・低減

目標：…

-
-

地域別行動計画

★対策の「進捗・取組状況」を確認

- ・奄美大島行動計画
- ・徳之島行動計画
- ・沖縄島北部行動計画
- ・西表島行動計画

モニタリング計画

包括的管理計画の目標	選定基準
1. 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種が維持されていること	(1) 種の保全状況
	(2) 生息・生育環境の保全状況
2. 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種への人為影響が低減／過去の影響が改善されていること	(1) 個体の非自然死
	(2) 個体の捕獲・採取
3. 脅威となる外来種が減少していること	(1) 侵略的外来種の生息・生育状況等
4. 遺産地域や周辺の観光利用が持続可能な方法で行われていること	(1) 観光利用の状況
	(2) 観光利用に伴う環境負荷
5. 気候変動や災害の影響又はその予兆が早期に把握されていること	(1) 気象変化と森林の面的な変動
	(2) 気象変化と動物相の変化

モニタリング結果を踏まえ、
各種対策（行動計画）に反映

■ 評価単位の増設

① 個別評価指標の評価

包括的管理計画の目標	選定基準
1. 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種が維持されていること	(1) 種の保全状況
	(2) 生息・生育環境の保全状況
2. 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種への人為影響が低減／過去の影響が改善されていること	(1) 個体の非自然死
	(2) 個体の捕獲・採取
3. 脅威となる外来種が減少していること	(1) 侵略的外来種の生息・生育状況等
4. 遺産地域や周辺の観光利用が持続可能な方法で行われていること	(1) 観光利用の状況
	(2) 観光利用に伴う環境負荷
5. 気候変動や災害の影響又はその予兆が早期に把握されていること	(1) 気象変化と森林の面的な変動
	(2) 気象変化と動物相の変化

**③ 奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島
世界自然遺産として評価**



② 各構成要素ごとに評価

奄美大島

徳之島

沖縄島北部

西表島

■ モニタリング計画における評価基準の改定案

現状

評価	定性的評価基準	定量的評価基準（一部）
「S」	遺産価値への悪影響又はそのおそれはなく、遺産価値の継続的な強化が期待される。	各調査項目について、有識者の助言を踏まえ、必要に応じて4段階の数値目標を定める。評価の際には、数値目標の達成度に加え、定性的評価基準と併せて総合的に評価する。
「A」	遺産価値への悪影響又はそのおそれがない。又は、現在、遺産価値に軽微な悪影響又はそのおそれが認められるが、現行の取組で改善していける見込みがある。	
「B」	現在、遺産価値に一定の悪影響又はそのおそれが認められ、現行の取組で改善していける可能性があるものの、保全・管理に関する事業計画等を見直すことが望まれる。なお、関連する事業計画等が存在しない場合には、策定が求められる。	
「C」	現在、遺産価値に一定以上の悪影響又はそのおそれが認められており、かつ現行の取組では改善していける見込みがなく、将来的に遺産価値を損なうおそれがあるため、保全・管理に関する事業計画等を大幅に見直す必要がある。なお、関連する事業計画等が存在しない場合には、策定が強く求められる。	
「未」	適切な評価のためには、今後のデータの蓄積を待つ必要がある等の理由から、査定を保留するもの。	
「評価対象外」	様々な施策を検討する際の基礎的な情報を収集するためのモニタリングと設定したため評価の対象としないもの。	

評価基準の課題

- 現状では、遺産価値や影響要因の「状態」と、対策の「進捗・取組状況」が合わさって1つの評価基準となっており、どちらを評価しているか分かりづらい。
- 遺産価値や影響要因の「傾向（改善／悪化）」が分からない。

評価基準の改定方針

- 遺産価値の保全状況の「状態」と「傾向」（5年に1度）
→管理の全体目標の達成状況に対応
- 影響要因の「状態」と「傾向」（5年に1度）
→各「管理の基本方針」の達成状況に対応

包括的管理計画及びモニタリング計画の改定

■ モニタリング計画における評価基準（遺産価値）の改定案

評価対象	推薦時（2019年）の状態を基準として					
	良好	注意	要注意	悪い	情報不足	評価対象外
遺産価値の状態					適切な評価のためには今後のデータ蓄積を待つ必要等の理由から、査定を保留するもの	様々な施策を検討する際の基本的な情報収集のために設定しており、評価対象としないもの
遺産価値の変化傾向	強化 	横ばい 	やや損失 	損失 		

※1：現指標のカテゴリー1-(1)種の保全状況（指標1～8）、1-(2)生息・生育環境の保全状況（指標9～10）が対応。

※2：各調査項目について、有識者の助言を踏まえ、必要に応じて数値目標を定め、定性的評価と併せて総合的に評価する。

※3：モニタリング項目（指標）が設定されていない場合は、で表す。

■ モニタリング計画における評価基準（影響要因）の改定案

※図の表現方法については、実際の評価作業時に詳細検討予定。

評価対象 [←]	推薦時（2019年）の状態を基準として [←]					
	影響（リスク）の [←] 大きさ [←]	小さい [←] 	中程度 [←] 	やや大きい [←] 	大きい [←] 	情報不足 [←]
影響（リスク）の [←] 傾向 [←]	改善 [←] 	横ばい [←] 	やや悪化 [←] 	悪化 [←] 	適切な評価のためには今後のデータ蓄積を待つ必要等の理由から、査定を保留するもの [←]	様々な施策を検討する際の基本的な情報収集のために設定しており、評価対象としないもの [←]

※1：現指標のカテゴリ-2-(1)個体の非自然死（指標 11～12）、2-(2)個体の捕獲・採取（指標 13）、3-(1)侵略的外来種の生息・生育状況（指標 14～16）、4-(1)観光利用の状況（指標 17）、4-(2)観光利用に伴う環境負荷（指標 18）、5-(1)気象変化と植物相の変化（指標 9、19）、5-(2)気象変化と動物相の変化（指標 10、20）が対応。[←]

※2：各調査項目について、有識者の助言を踏まえ、必要に応じて数値目標を定め、定性的評価と併せて総合的に評価する。[←]

※3：モニタリング項目（指標）が設定されていない場合は、で表す。[←]

モニタリング計画の改定（評価指標の見直し）

- 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種とその生息・生育環境が維持、強化されていること

<追加指標案>	<削除又は他の指標へ統合する指標案> ※他の指標へ統合する指標は赤字のとおり。
希少ネズミ類の生息状況	遺産価値を表す種全体の生息状況 ②巡視、パトロール、分布調査等における希少植物の発見地点情報 ③遺産価値を表す種のうち、専門家意見に基づいて抽出された主要な種のレッドリストランクの変化
希少植物の生育状況	森林全体の面的な変動_②無人航空機（UAV）画像
希少昆虫類の生息状況	外来種による捕殺状況
傷病救護及び死体回収の件数と原因	島別の入込者数・入域者数
ノヤギの生息状況	宿泊施設の収容可能人数
観光利用に関する基礎情報	沖縄島北部の入込者数
主要な利用河川における水質（西表島）	自然環境観光施設の利用者数
主要なエコツアールート沿いの植生（沖縄島北部、西表島）	エコツアーガイド登録者数・保全利用協定締結事業者数
気象データの変化	主要なエコツアー利用場所の利用者数
	島内の各エコツアー利用場所の利用状況
	主要なエコツアー利用場所等における定点モニタリング

※一部の指標については、モニタリング方法等について追加検討する必要があるため、未確定。

両計画改定の今後のスケジュール（案）

時期	スケジュール（案）
令和6年12月	科学委員会にて原案の提示
令和7年2月	地域連絡会議にて原案の提示 ⇒原案の確定
令和7年4月以降	原案に係るパブコメの実施 ※関係機関のHPに改定案を掲載することで意見募集することを想定。
令和7年度前半	パブコメの内容に応じて科学委員への照会を実施。
令和7年度中頃	・地域連絡会議（書面開催想定）にて改定案の承認
令和7年度後半	・関係機関による決裁を実施 ⇒改定

■モニタリング計画の概要

- 本遺産地域では、遺産価値の維持又は強化を目的として、令和元（2019）年8月に「世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定し、令和元（2019）年度から運用している。
- 今回、モニタリング計画において設定された指標について、基本的に令和5（2023）年度の調査結果を収集・整理し、評価シートを作成した。
- モニタリング計画では、各指標の調査結果に対して、世界遺産推薦時（令和元（2019）年）の保全状況及び取り組まれている保全対策を評価のベースラインとし、各指標ごとに定性的・定量的評価基準（右表）に基づく4段階評価を各地域について行うこととしている。
※定量的評価基準については一部指標のみ設定。
- 評価結果は、科学委員会からの助言を受けたのち地域連絡会議において確定し、その後、各地域部会に報告され、地域部会における遺産地域の保護管理にて活用していくこととなっている。

表. 評価基準

評価	定性的評価基準	定量的評価基準（一部）
「S」	遺産価値への悪影響又はそのおそれはなく、遺産価値の継続的な強化が期待される。	各調査項目について、有識者の助言を踏まえ、必要に応じて4段階の数値目標を定める。評価の際には、数値目標の達成度に加え、定性的評価基準と併せて総合的に評価する。
「A」	遺産価値への悪影響又はそのおそれがない。又は、現在、遺産価値に軽微な悪影響又はそのおそれが認められるが、現行の取組で改善していける見込みがある。	
「B」	現在、遺産価値に一定の悪影響又はそのおそれが認められ、現行の取組で改善していける可能性があるものの、保全・管理に関する事業計画等を見直すことが望まれる。なお、関連する事業計画等が存在しない場合には、策定が求められる。	
「C」	現在、遺産価値に一定以上の悪影響又はそのおそれが認められており、かつ現行の取組では改善していける見込みがなく、将来的に遺産価値を損なうおそれがあるため、保全・管理に関する事業計画等を大幅に見直す必要がある。なお、関連する事業計画等が存在しない場合には、策定が強く求められる。	
「未」	適切な評価のためには、今後のデータの蓄積を待つ必要がある等の理由から、査定を保留するもの。	
「評価対象外」	様々な施策を検討する際の基礎的な情報を収集するためのモニタリングと設定したため評価の対象としないもの。	

令和5年度モニタリング評価シート案について

- 令和5（2023）年度の評価結果では、多くの指標が「S」又は「A」と評価した一方で、6つの指標については、遺産価値に一定の悪影響又はそのおそれが認められ、保護管理の見直し等を行うことが望ましいと評価される「B」とした。

表2 令和5（2023）年度におけるモニタリング計画評価結果一覧（定性的評価）

注：「/」は当該指標については調査対象外であることを示す。「網掛け（灰色）」は当該指標については評価周期の対象年度でないことを示す。「準備中」は令和6（2024）年12月時点でデータ整理中等のものであることを示す。【 】内の評価結果は定量的評価を表す。
 *1：評価周期が5年であり、令和5（2023）年度は調査実施年度ではない指標、または、調査実施年度が延期された指標。
 *2：モニタリング計画（2022年9月改訂）で追加された指標。

指標番号	指標	調査項目	奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島
1. 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種が維持されていること						
(1) 種の保全状況						
1	アマミノクロウサギの生息状況		A	A	/	/
2	オオトラツグミの生息状況		A	/	/	/
3	ヤンバルクイナの生息状況		/	/	A	/
4	ノグチゲラの生息状況		/	/	A	/
5	カエル類の生息状況		/	/	A	/
6	イリオモテヤマネコの生息状況		/	/	/	A
7	カンムリワシの生息状況		/	/	/	A
8	遺産価値を表す種全体の生息・生育状況	① 希少動物の発見地点情報（令和4年度）	未	未	未	未
		② 希少植物の発見地点情報（令和4年度）	未	未	未	未
		③ レッドリストランクの変化*1				
(2) 生息・生育環境の保全状況						
9	森林全体の面的な変動	① 衛星画像	A	A	A	A
		② 無人航空機（UAV）画像*1	/	/		
10	主要生息環境の変動	① 定点カメラによる景観写真				
		② 森林生態系保護地域内のモニタリング*2				
2. 遺産価値を表す固有種・絶滅危惧種への人為的影響が低減／過去の影響が改善されていること						
(1) 個体の非自然死						
11	交通事故の発生状況		B	B	B	B
12	外来種による捕殺状況		A	B	A	S
(2) 個体の捕獲・採取						
13	動植物の密猟・密輸に関する情報の収集	① 密猟・密輸等の発生件数	未	未	未	未
		② 動物を採集するための捕獲器等の数	A	A	A	未

令和5年度モニタリング評価シート案について

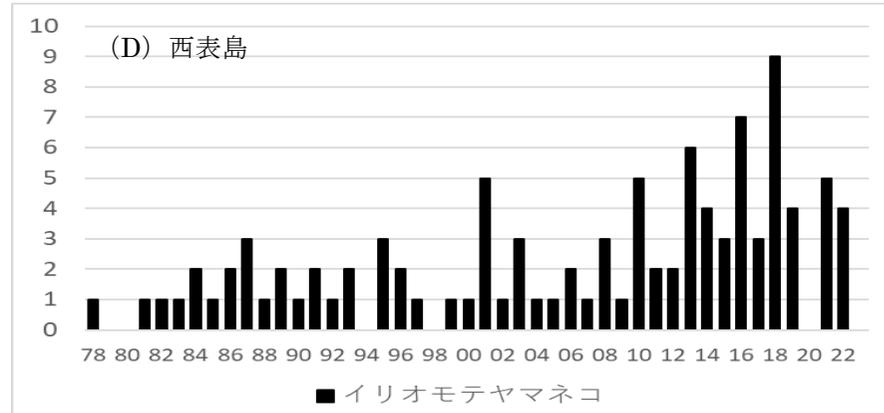
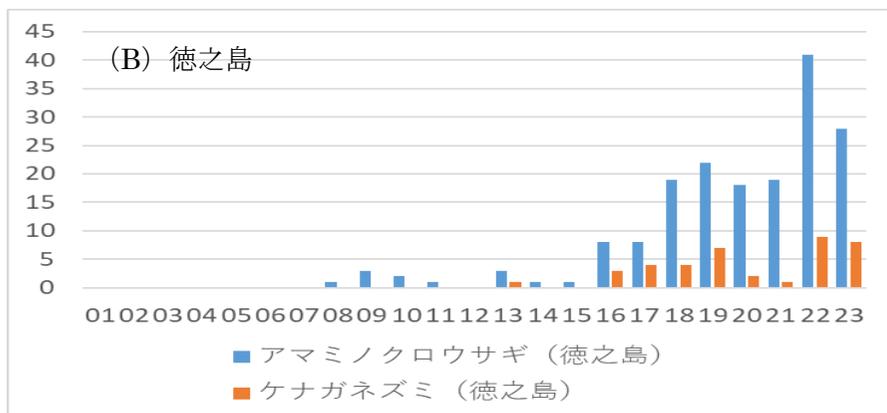
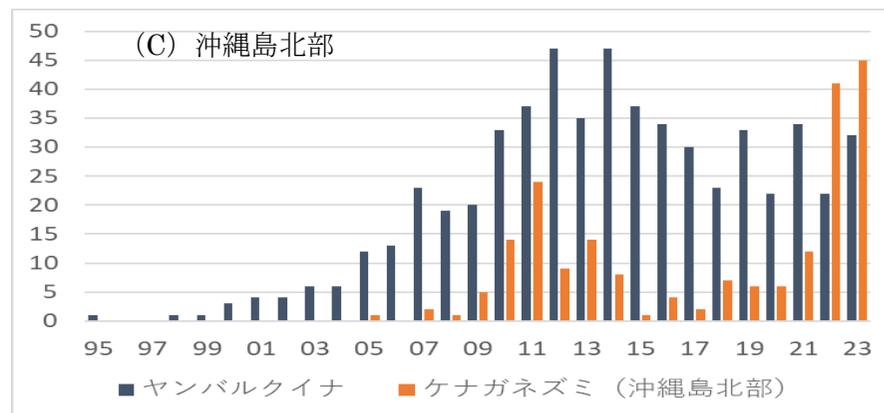
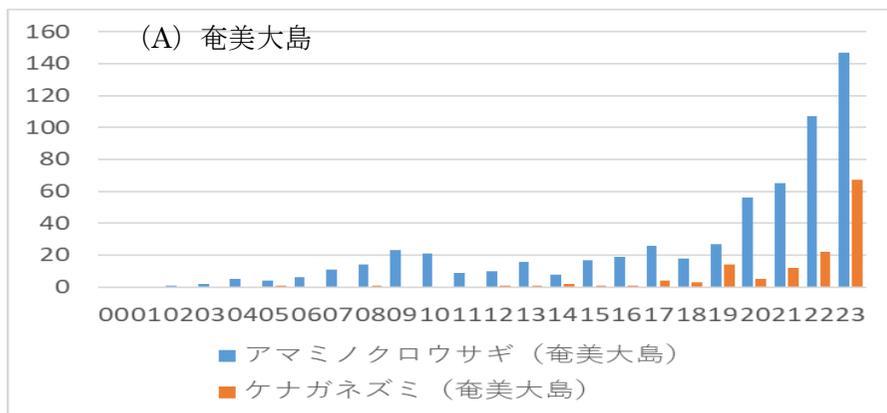
- 令和5（2023）年度の評価結果では、多くの指標が「S」又は「A」と評価した一方で、6つの指標については、遺産価値に一定の悪影響又はそのおそれが認められ、保護管理の見直し等を行うことが望ましいと評価される「B」とした。

指標番号	指標	調査項目	奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島
3. 脅威となる外来種が減少していること						
(1) 侵略的外来種の生息・生育状況						
14	ファイリマングースの生息状況		S		A	
15	ネコの生息状況及び飼養状況	①遺産地域・緩衝地帯におけるネコの生息状況	A	B	A	S
		②飼い猫の管理状況	B	B	B	B
16	外来種の侵入状況	①遺産地域・緩衝地帯で発見された外来種	A	A	A	A
		②周辺管理地域における外来種	A	B	A	A
4. 遺産地域や周辺の観光利用が持続可能な方法で行われていること						
(1) 観光利用の状況						
17	エコツアー利用状況	①島別の入込者数・入城者数	A	A		A【B】
		②宿泊施設の収容可能人数	評価対象外	評価対象外	評価対象外	評価対象外
		③沖縄島北部の入込者数				
		④自然環境観光施設の利用者数	評価対象外	評価対象外	評価対象外	評価対象外
		⑤エコツアーガイド登録者数等	A	A	未	A
		⑥主要なエコツアー利用場所の利用者数	未	未	未	未
		⑦島内の各エコツアー利用場所の利用状況	未	未	未	未
(2) 観光利用に伴う環境負荷						
18	エコツアー利用場所の環境変化	①エコツアー利用場所の景観	A	A	A	A
		②定点モニタリング調査	未	A	未	A
5. 気候変動や災害の影響又はその予兆が早期に把握されていること						
(1) 気象変化と植物相の変化						
9	森林全体の面的な変動	①衛星画像（前出）	A	A	A	A
		②無人航空機（UAV）画像*1（前出）				
19	モデル地域における森林及び植生の変化	①各島固定サイト1地点における木本類			A	
		②陸域植生に関するモニタリング ※上：奄美大島、徳之島、沖縄島北部（2020）、 下：西表島（2017-2023）	A	A	未	A
(2) 気象変化と動物相の変化						
20	動物相及び主要生息環境の変化		A		A	
10	主要生息環境の変動	①定点カメラによる景観写真（前出）				

令和5年度モニタリング評価シート案

■指標11 交通事故の発生状況

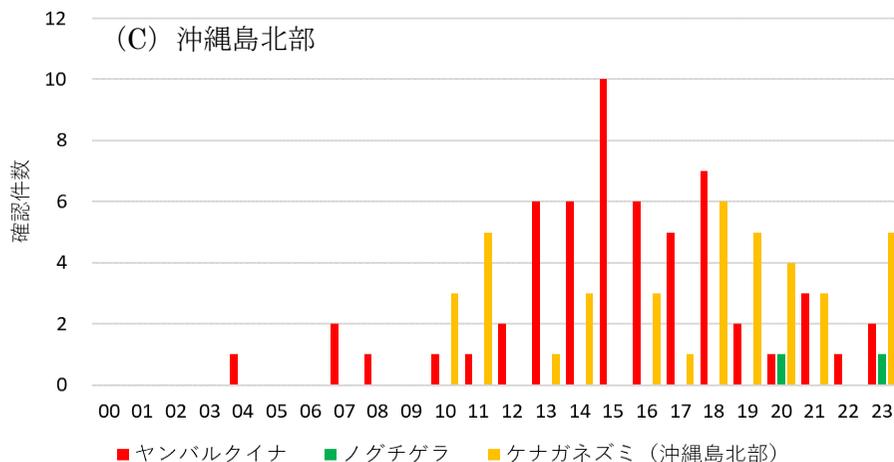
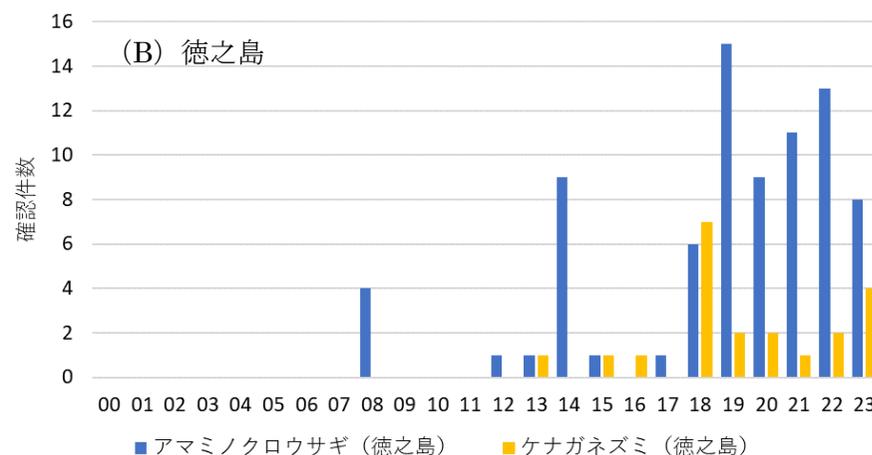
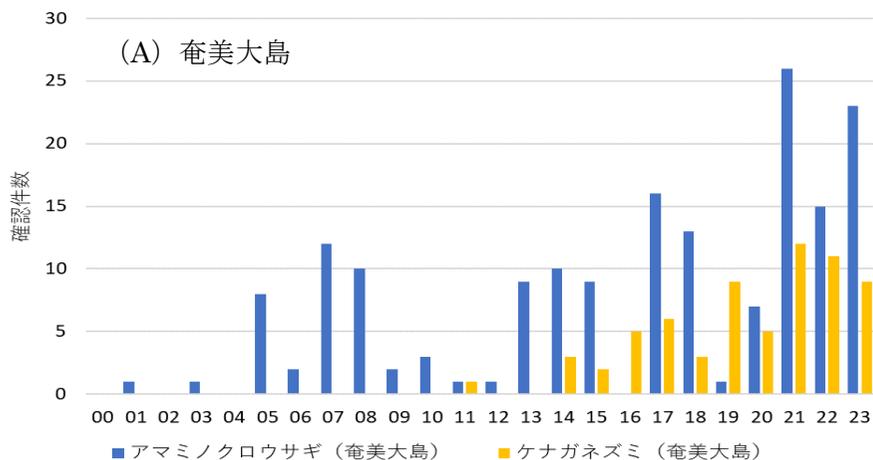
- 交通事故確認件数は、アマミノクロウサギ、ヤンバルクイナ、ケナガネズミでは昨年より増加し、特に奄美大島におけるアマミノクロウサギと、奄美大島及び沖縄島北部のケナガネズミでは過去最多を記録した。考えられる要因としては、マングース防除事業やノネコ対策事業等による効果、加えてケナガネズミに関しては令和3、4（2021、2022）年のドングリの豊作により、種の分布域及び個体数が回復していることに伴う増加と考えられる。
- 一方で、イリオモテヤマネコについては交通事故が確認されなかった。
- 交通事故のリスクを低減させるためには、各地の交通事故対策の改善や新規検討等、さらなる対策の強化が求められることから全地域において「B」評価とした。



令和5年度モニタリング評価シート案

■ 指標12 外来種による捕殺状況

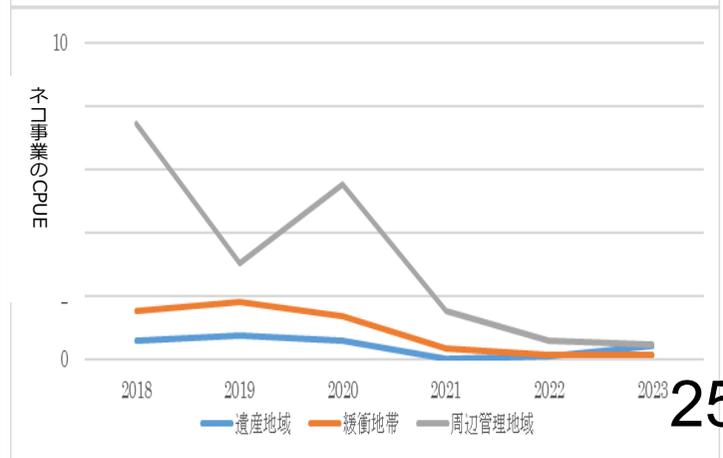
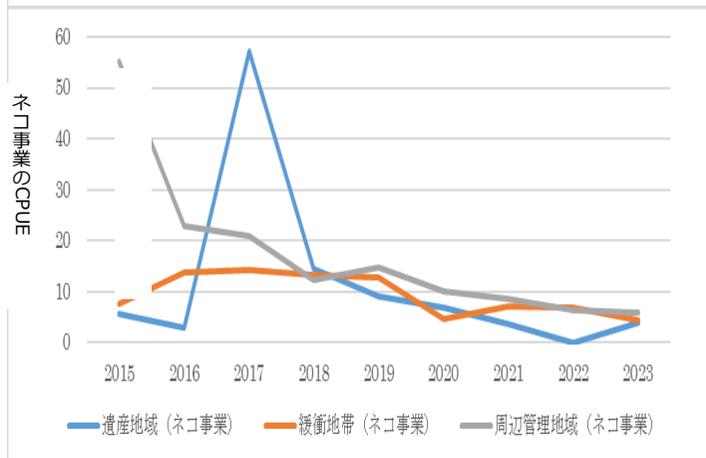
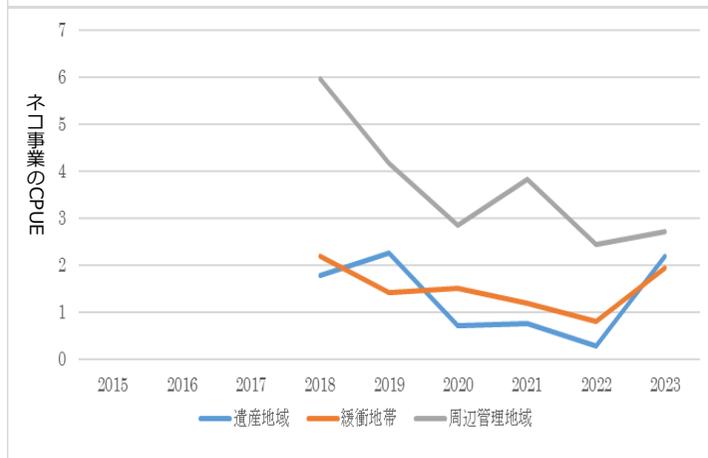
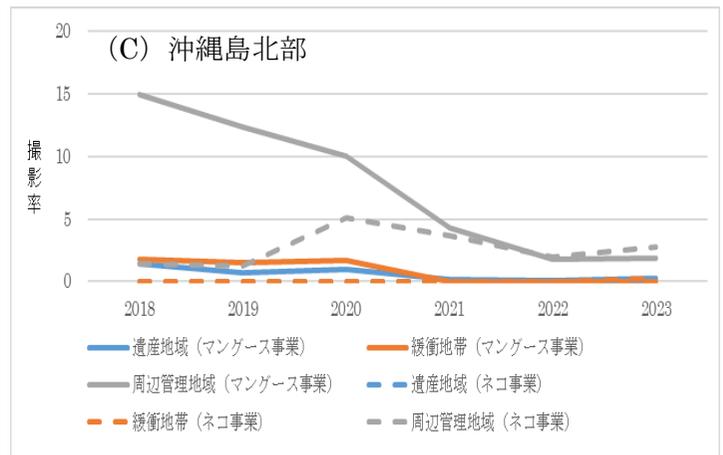
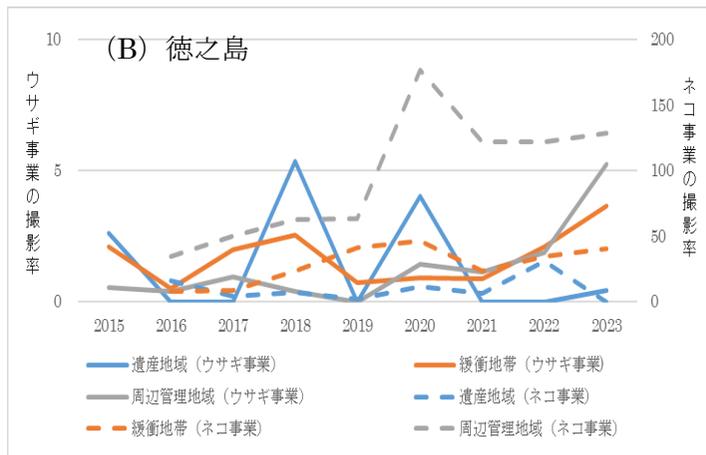
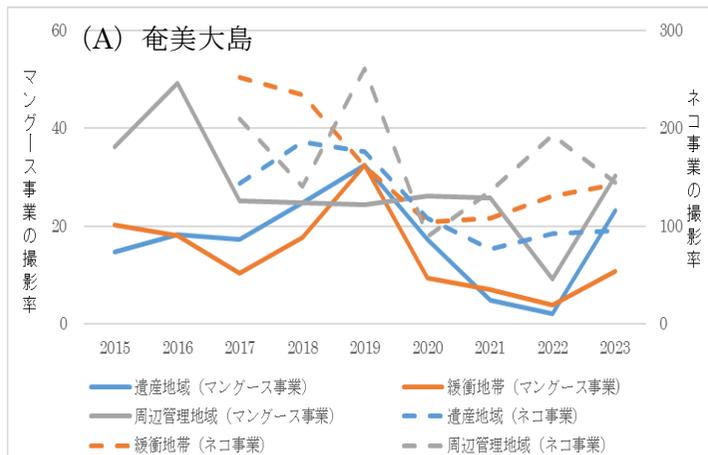
- 奄美大島においてはアマミノクロウサギ及びケナガネズミで、徳之島及び沖縄島北部においてはケナガネズミで多数確認された。アマミノクロウサギ及びケナガネズミの捕食被害の一要因として、両種の生息状況の改善に伴うものと推察される。
- 西表島においては捕食被害が確認されなかった。
- 各地のネコの適性飼養に関する取組の進捗状況を踏まえ、西表島を「S」評価、奄美大島と沖縄島北部を「A」評価、徳之島を「B」評価とした。



令和5年度モニタリング評価シート案

■ 指標15① 遺産地域・緩衝地帯におけるネコの生息状況

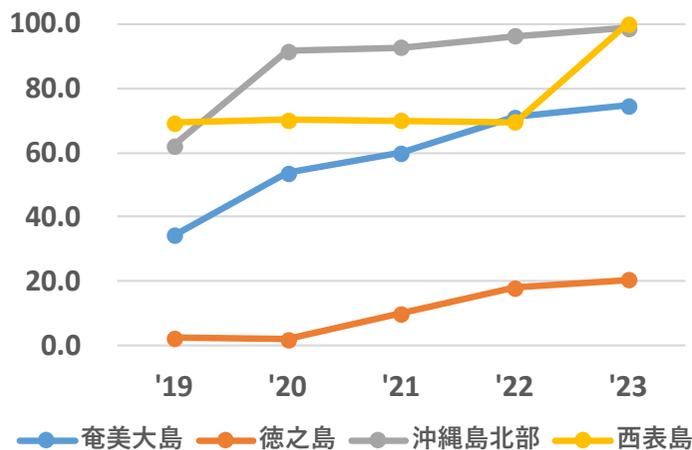
- 奄美大島では、ネコの捕獲範囲が全島に展開される予定であり、今後改善が見込まれるため「A」評価とした。
- 徳之島においては、生息状況の調査や捕獲事業が継続的に行われているものの、ネコ対策の管理計画等は未策定であるため、今後の計画的な対策の展開が望まれることから「B」評価とした。
- 沖縄島北部においては、飼い猫の適正飼養等も含めた「沖縄島北部における生態系保全等のためのネコ管理・共生行動計画」が策定され、今後改善が見込まれるため「A」評価とした。
- 西表島においてはノネコ又はノラネコ個体は確認されなかったため「S」評価とした。



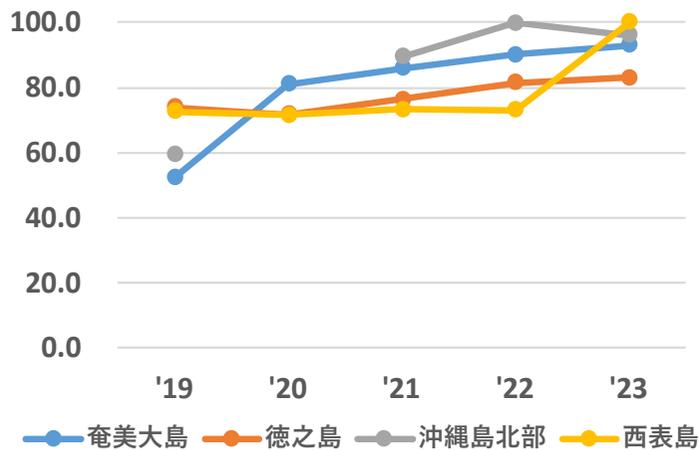
■指標15②飼いネコの管理状況

- 奄美大島でのマイクロチップ（以下、MCという。）装着率は、飼養登録個体の約7割と前年度と変わらず、不妊去勢手術率（以下、手術率という。）は前年度と同様約9割、室内飼養率は約8割と高く維持していた。MC装着率が比較的低いことから、今後も更なる普及と適正管理が望まれるため、定性的評価を「B」とした。
- 徳之島3町では、MC装着率は約2割、室内飼養率は約5割で低調であったが、手術率は前年度同様、約8割であった。徳之島ではMC装着率、室内飼養率が低いことから、今後も更なる普及と適正管理が望まれるため、定性的評価を「B」とした。
- 沖縄島北部ではMC装着率、手術率は前年度と同様に約10割となっており、いずれも非常に高い割合を示したが、室内飼養状況は6割と低調であるため、今後も更なる普及と適正管理が望まれることから定性的評価を「B」とした。
- 西表島ではMC装着率及び手術率は前年度より上昇し、10割となったが、室内飼養状況は約4割と低調であったため、今後も更なる普及と適正管理が望まれることから定性的評価を「B」とした。

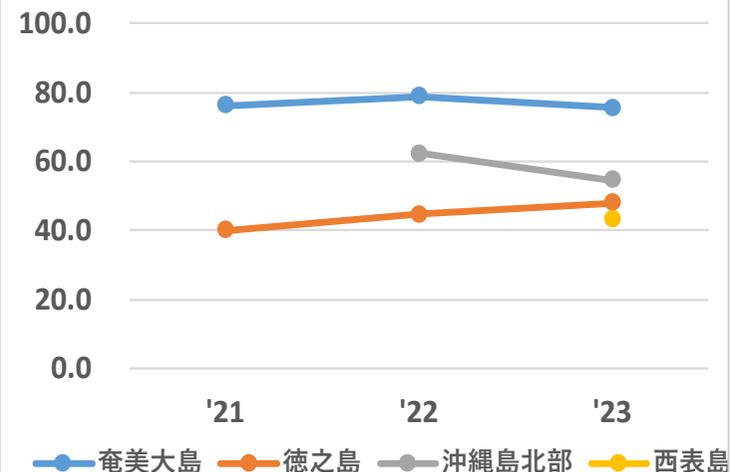
MC装着率 (%)



手術率 (%)



室内飼養率 (%)

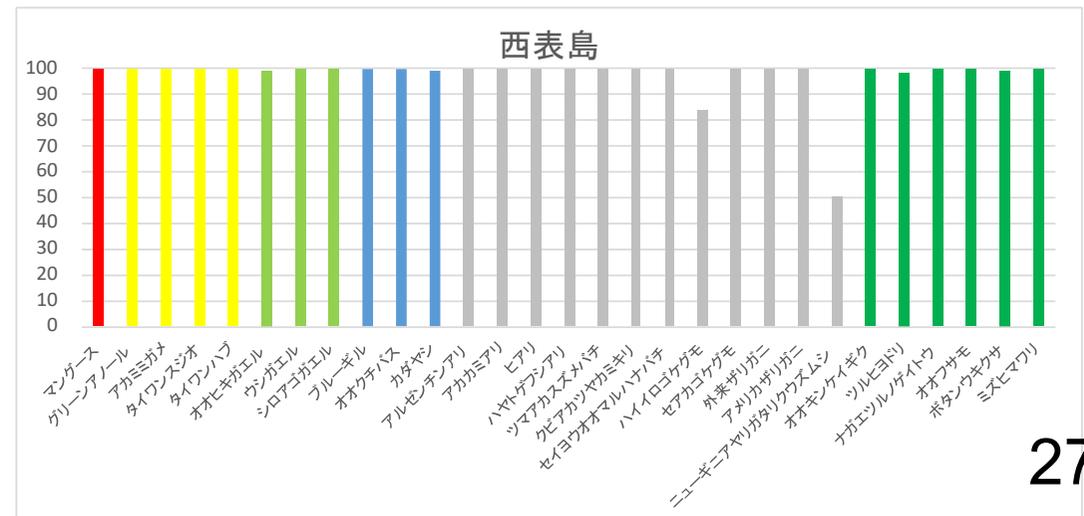
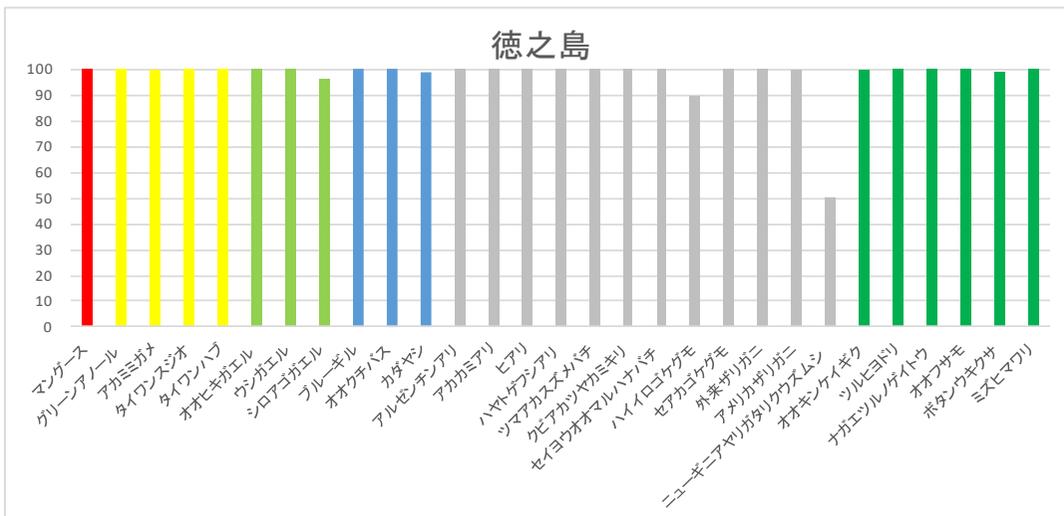
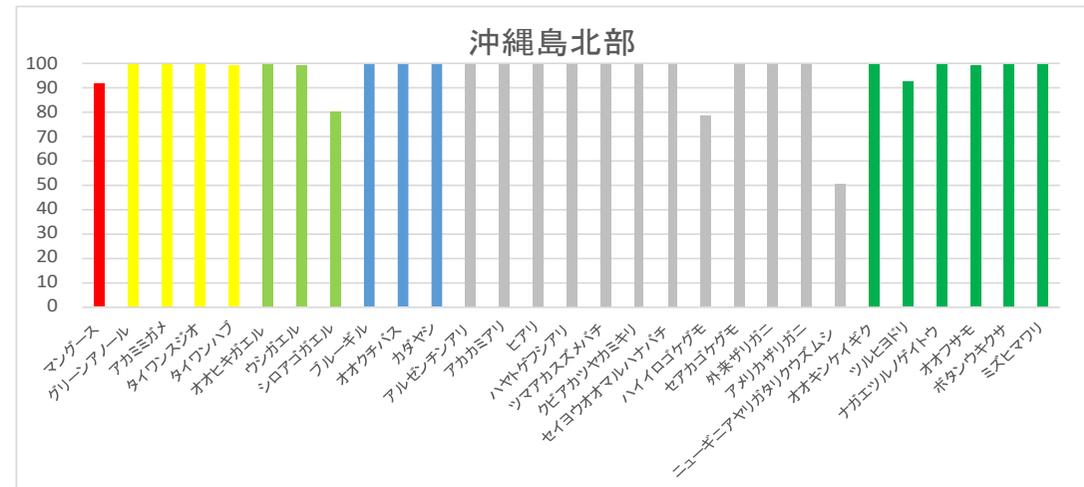
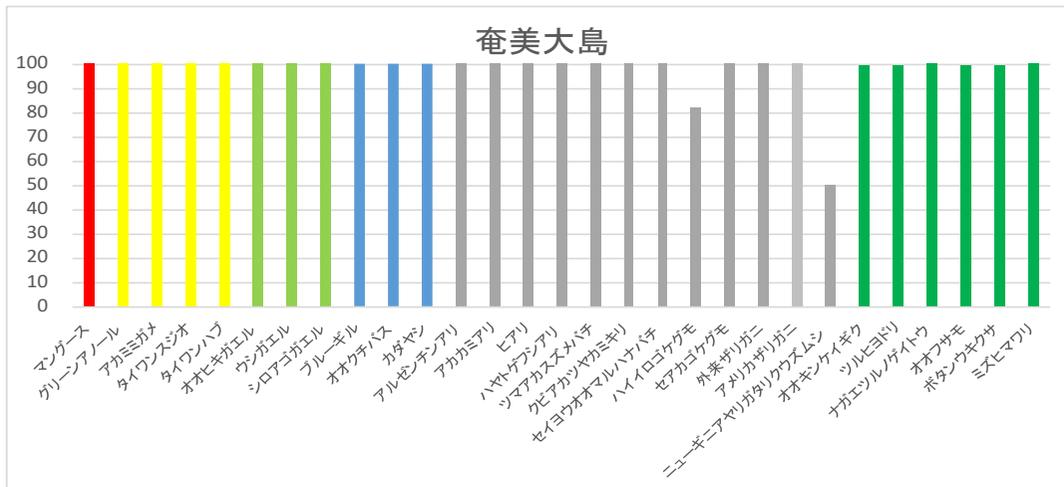


令和5年度モニタリング評価シート案

■指標16②周辺管理地域における外来種

- 多くの種で高いスコアが確認されていることから、奄美大島、沖縄島北部、西表島については定性的評価を「A」評価とした。
- 徳之島はスコアは高いものの、シロアゴガエル及びアメリカザリガニの侵入・定着確認をし、各種への影響が懸念されること、また、今後さらに対策を強化する必要があることから「B」評価とした。

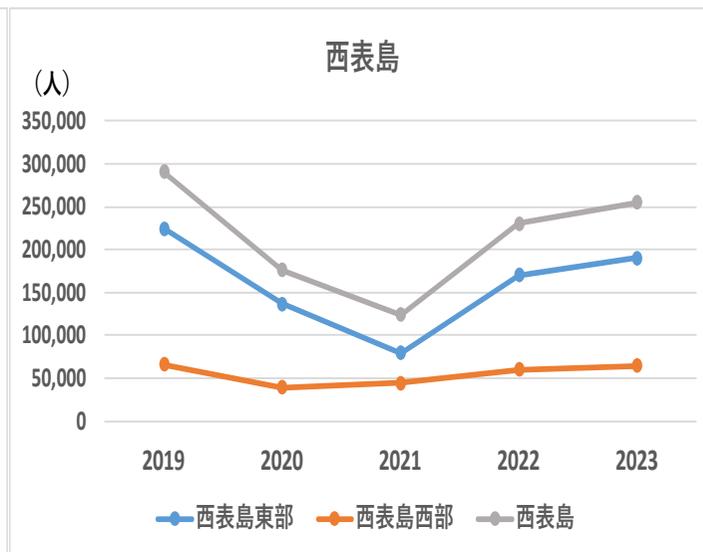
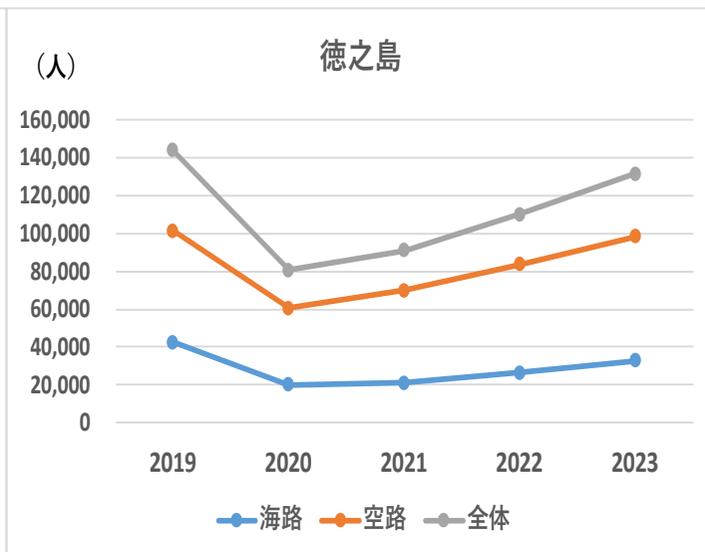
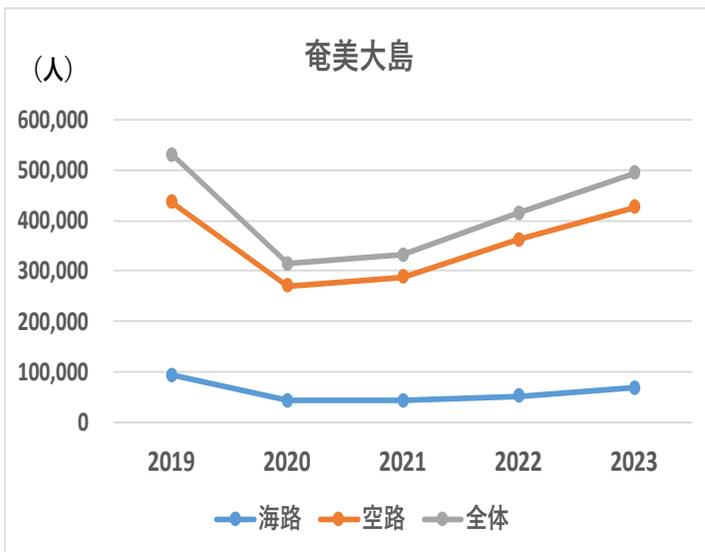
※現状の方法では影響要因の状態を適切に評価できないため評価方法を見直し中。



令和5年度モニタリング評価シート案

■ 指標17①島別の入込者数、入域者数

- 奄美大島、徳之島の入込者数は、令和5（2023）年はそれぞれ約49.4万人、約13.1万人で、前年比約19%の増加傾向を示した。コロナ前の令和元（2019）年と比べると、7%～9%程度下回っている。遺産価値への大きな影響はみられていないこと、また、奄美群島持続的観光マスタープランや奄美群島エコツーリズム推進全体構想等に基づく現行の取組で改善していける見込みがあると判断し、定性的評価を「A」とした。
- 西表島の入域者数は約25.5万人で、前年比で約11%増加、令和元（2019）年比では約12%低かった。年間基準値の33.0万人を下回っていたが、変動量は前年比の1割以上増（約11%）であり、年間変動量の基準値を上回ったことから、定量的評価を「B」とした。一方、令和元（2019）年と比較して、入域者数の大幅な増加は確認されておらず、他の指標から遺産価値への大きな影響はみられていないこと、西表島観光管理計画や西表島エコツーリズム推進全体構想、観光案内人条例等の運用により、適切に管理される見込みがあることから、定性的評価を「A」とした。



議事	科学委員からの主な意見
地域部会からの活動報告	<ul style="list-style-type: none"> ・徳之島での日米合同演習の事前調整について ・徳之島のシロアゴガエルの防除の進捗について ・ソテツシロカイガラムシの防除の進捗について
包括的管理計画及びモニタリング計画の改定（案）について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 包括的管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・保護制度の適切な運用の重要性について ■ モニタリング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準案の表現方法について ・アマミヤマシギの生息状況と指標化について ・動植物の密猟・密輸指標の有効性について ・観光利用状況の指標について （施策の効果、西表島での野営について） ・保護制度の遵守状況に関する指標化について
モニタリング計画の中間評価について	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度に中間評価予定。 ・評価方法については実施しながら修正する方針。
令和5年度モニタリング評価シート案について	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の発生状況について ・周辺管理地域における外来種の数・地点情報について ・島別の入込者数・入域者数について
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産地域における保護管理制度の強化の必要性について

